

# 李登・呂靜の用いた五音について

田中郁也

## はじめに

韻書の嚆矢とされる魏・李登撰『聲類』十卷、またこれに體例を倣ったとされる晉・呂靜撰『韻集』五卷は、隋・陸法言撰『切韻』五卷（六〇一）以降の韻書とは異なり、宮商角徵羽の五音を基準として漢字を分類していたという。本稿の目的はこの李登・呂靜の用いた五音の内容を明らかにすることにある。

李登らの用いた五音は、中國語學史上に重要な意義を持つ。一般に、四聲は南朝齊の永明年間（四八三―四九三）に周顒・沈約らによつて梵唄の影響のもとに發見されたと言われており、現存する韻書は全て四聲を用いて漢字を分類している。しかし李登・呂靜の韻書は、この四聲の發見以前に五音に基づいて編纂されたものとされる。李登・呂靜の用いた五音が四聲と同じく聲調を表すものであるとすれば、梵唄という外的な影響によらず、既に魏晉時代に聲調という概念が獨自にかつ體系的に認識されていたということになる。

そのためこの「漢字分類基準としての五音」は古來多くの學者の關心を引き、夥しい研究がなされてきた。しかし従來用いられてきた五

音に關する資料はいずれも間接的な記述であり、實際に漢字を五音に分類する資料を闕くため、五音の表す内容については充分に明らかにされているとはいふ難い。

そこでこの問題のために、従來五音に關する資料としては扱われることのなかつた、宋・王洙『地理新書』卷一「五姓所屬」、敦煌出土殘卷 P.2615「[黃]帝推五姓陰陽等宅經圖」（以下「宅經圖」と略記する）を用いて検討を試みる。兩書はともに五行占術の一種である五姓法を用いた風水書であり、書中では數百に及ぶ姓氏が五音を媒介として五行に配當されている。本稿では、まず兩書中で行われた姓氏の五音分類について音韻學の觀點から分析し、唐宋時代の五姓法における姓氏の分類基準を明らかにする。その上で、五姓法の五音と、李登らの用いた五音とがいかなる關係にあるのか検討する。

## 一 五姓法における五音配當基準

### 一・一 五姓法とは

五姓法とは、五音を媒介として姓氏を五行に配當し、姓氏ごとの作

事の吉凶を占うという五行占術の一種である。漢・王充撰『論衡』「詰術篇」に姓名判断の術士が五音を用いて姓氏を分類したとの記述があり、また『漢書』「王莽傳」に「君姓は李、李の音は徵、徵は火なり。當に漢の輔たるべし」という記述があることから、前漢末には既に行われていたものと考えられる。五姓法が唐代まで流行したことは諸書の記述から明らかであり、漢代から明代に至るまでの多くの資料中にその痕跡が残されている。しかし南宋・晁公武撰『郡齋讀書志』の『五音地理新書』三十卷。右、唐僧一行の撰。人姓の五音を以て、八山、三十八將、吉凶の方を驗す。其の學は今の世に行はれず」という記述から、南宋期頃には五姓法はほとんど行われなくなったことが知られ、實際に元代以降の五姓法資料はおおよそ前代の資料を踏襲しただけのものとなっている。そこで、本稿では南宋以前に著された風水書、『地理新書』「五姓所屬」と「宅經圖」とを分析対象とする。

五姓法の研究史について少し觸れておくと、五姓法は主に相宅や相墓に用いられたものであり、従来それがどのように用いられたかという点について研究がなされてきた。一方、五姓法における姓氏の五音への配當基準について扱った研究は少ない。管見によればこの基準について言及しているのは小川環樹など五氏を数えるが、そのうち踏み込んだ議論を展開するのは黄耀瑩と鄭張尙芳である。黄は『玉篇』附載「四聲五音九弄反紐圖」中に見られる五音が主母音による分類であるとし、さらに漢代の聲訓例をもととして、漢代の「五行之家」が用いた五姓法の基準は宮商角徵羽の五種の韻であると断じている。鄭張は五姓法における配當基準は時代により異なり、統一が取れないとしつつも、『舊唐書』「呂才傳」、「宅經圖」に擧げられた一部の姓氏の五音への配當が、氏の推定する五音分類と合致する例があるとする。この鄭張説については第四章にて詳述することとする。

一・二 諸文獻中の記載

『地理新書』「五姓所屬」、「宅經圖」の分析に先立ち、五姓法の姓氏配當基準に關する主な記述を擧げておく。

A 漢・王充『論衡』「詰術篇」

「五音の家、口を用ひて姓名及び字を調へ、姓を用ひて其の名を定め、名を用ひて其の字を正す。口に張歙有り、聲に内外有り、以て五音宮商の實を定む。」

B 宋・沈括『夢溪筆談』「藝文二」

「五音に分かつ所に至りては、法亦た一ならず。(中略) ……五行家は則ち韻類と清濁を以て參配す。今の五姓是れなり。」

C P.367「葬經」

「右前の五姓は、皆な五音韻に依る。」

D 宋・高承『事物紀原』に引く唐・蘇鸞『蘇氏演義』

「五音の五姓に配するは、郭璞は舌に收める音を以て宮姓と爲し、齶上に至る音を以て徵姓と爲し、唇音を以て羽姓と爲し、舌の齒外に著くを以て商姓と爲し、胸中の音を以て角姓と爲す。」

E 宋・王洙『地理新書』「五姓所屬」

「五姓所屬」では四種の方法が述べられている。

- ① 「其の五運を繼ぐを以て相配す。」
- ② 「平聲の中、合口呼なる者を宮と爲し、開口呼なる者を商と爲す。上聲は徵に屬し、去聲は羽に屬す。入聲は角と爲す。」
- ③ 「口勢の隆穹なる者は宮音と爲し、口の良昌なる者は商音と爲し、口の撲捉なる者は角音と爲し、舌の齒に抵る者は徵音と爲し、口の婁婁なる者は羽音と爲す。」
- ④ 「夫れ五音の舌を發するや、舌の中に居る者を宮と爲す。土は中に

在るが爲なり。音發して下に徴(あら)はる者を商と爲す。金は性陰沉すればなり。音發して曲起(こる)る者を角と爲す。木は性曲直すればなり。音發して舌の上なる者を徵と爲す。火は性炎上すればなり。音發して舌下にして勾る者を羽と爲す。水は性潤下すればなり。」

これら諸文献中の記述に關しては次の様に考えられる。Aでは漢代の「五音之家」が口の開口度を基準として姓氏を五音に分類していたことが述べられている。Bでは、宋代においては「韻類と清濁」が基準であったことが述べられている。このうち「清濁」の表す内容については定かではないが、五行家が韻類と「清濁」というなららかの音韻的な差異を基準に姓氏を五音に分類していたことが知られる。Cの「葬經」は、前半部分を闕く殘卷で羽姓の姓氏リスト以降が現存し、「右前の五姓は、皆な五音韻に依る」と記す。「五音韻」とは各五音の名稱が所屬する韻を指すものであろう。Dの『蘇氏演義』では、郭璞の説を引いて五姓配當について述べる。「舌に收まる音」、「齶上に至る音」という記述からすると、韻尾が配當基準であることを述べたものかと考えられる。即ち、宮姓の「舌に收まる音」は舌根音韻尾、角姓の「胸中の音」とは喉の緊張を伴う何らかの韻尾、徵姓の「顎上に至る音」はㄨ韻尾、羽姓の「唇音」は唇音性韻尾を指すのではないかと推測できる。しかしこの記述からは詳しいことは分からない。Eの『地理新書』「五姓所屬」の記す四種の配當方法は、それぞれ次の様な内容である。①は姓氏の祖に遡り五帝と五運を基準とする方法、②は聲調を基準とする方法、③は主母音の開口度を基準とする方法、④は音節内の舌の動きを基準とする方法である。

以上、文献中の記載からは五姓法が字音によって姓氏を分類していたことが分かるが、具體的に音節のいずれの要素を基準として分類し

ていたのかについては不明のままである。

## 二 『地理新書』の五音配當基準

五姓法では音節のいずれの要素を基準として姓氏を分類していたのだろうか。北宋・王洙『地理新書』卷一「五姓所屬」を分析し、検討を加える。

卷一の「五姓所屬」は大きく二つの内容から構成されており、姓氏を五音ごとに列擧した姓氏リストと、五姓法における配當方法を述べた部分からなる。本章で検討対象とするのは、姓氏リストのうちの單姓の部分である。この姓氏リストでは姓氏がおおよそ『廣韻』の韻目順に並べられている。よって、『切韻』に代表される中古音を用いて姓氏リストを分析することとする。

### 二・一 「五姓所屬」の分析

姓氏を聲調・聲母によって分類し、五音ごとの配當数を数えると次の表一・二の如くなる。<sup>13)</sup>

表一 聲調別五音數

計	羽	徵	角	商	宮	平	上	去	入	計
434	81	89	56	113	95	24	29	24	24	844
132	37	30	11	30	24	29	24	24	24	142
136	22	44	14	27	29	24	24	24	24	142
142	9	38	40	31	24	24	24	24	24	844
844	149	201	121	201	172					

表二 調音部位別五音數

計	羽	徵	角	商	宮	唇	舌	牙	齒	喉	半舌	半齒	計
114	24	18	21	28	23	13	13	54	29	34	17	2	16
91	11	33	19	15	13	13	13	54	29	34	17	2	16
181	32	28	32	35	54	29	29	24	24	24	24	24	142
190	20	61	20	60	29	24	24	24	24	24	24	24	142
176	43	35	21	43	34	17	2	2	2	2	2	2	16
76	12	25	6	16	17	2	2	2	2	2	2	2	16
844	149	201	121	201	172								844

表二から、商姓・徵姓に齒音が比較的に多いことが見て取れるが、目立った分布の偏りは見られず、姓氏の五音配當と聲調・聲母の兩要素は無關係であることが分かる。また、『切韻』の韻目ごとに姓氏を分類して五音ごとの配當數を数えりと、次の表三の如くなる。

表三 『切韻』韻目別五音數<sup>14)</sup>

	蟹	遇	止	江	通	攝
廢	哈	灰	夫	皆	佳	泰
祭	齊	禡	虞	魚	微	之
脂	支	江	鐘	冬	東	攝
宮	商	角	徵	羽		
1	2	-	-	3	34	
4	5	-	-	-	-	
1	2	-	2	1	7	
4	-	-	-	13	5	
1	-	-	-	-	2	
1	-	-	-	-	11	

	咸	假	果	效	山	臻	山	臻	攝
談	單	麻	歌	豪	肴	蕭	仙	先	刪
寒	痕	元	侵	刪	寒	痕	元	侵	刪
宮	商	角	徵	羽					
2	2	3	3	1	1	2	1	2	5
9	4	-	1	3	-	8	3	2	3
2	6	2	2	2	13	4	-	1	1
1	3	1	3	-	14	5	-	1	11
1	-	-	-	2	3	-	2	-	2

	咸	曾	深	流	梗	宕	攝
凡	嚴	銜	咸	登	蒸	添	鹽
侵	幽	侯	尤	青	清	耕	耕
宮	商	角	徵	羽			
1	1	-	3	2	1	6	16
2	-	-	1	2	-	3	5
-	-	1	2	-	-	1	5
-	-	2	4	1	-	1	3
-	-	-	3	9	-	3	1
2	-	-	1	-	2	1	5

「姓氏所屬」には字音以外の要素で五音に配當されている姓氏も存在するため、表三に現れた細かい數値の差に音韻的差異を對應させることは不可能であろう。しかし表三から、おおよそ通攝の姓氏は宮姓に（宮姓44例／通攝80例）、宕攝の姓氏は商姓に（59／82）、江攝の姓氏は角姓に（13／44）、止攝の姓氏は徵姓に（50／65）遇攝の字は羽姓に（95／107）配當されていることがわかる。一方、「宮商角徵羽」

の五字が『韻鏡』で所屬する韻攝は次の通りである。

「宮」通攝平聲東韻 「商」宕攝平聲陽韻 「角」江攝入聲覺韻  
「徵」止攝上聲止韻 「羽」遇攝去聲遇韻

宮商角徵羽の五字それぞれが所屬する韻攝（通宕江止遇攝）の姓氏の多くが、それぞれ宮姓・商姓・角姓・徵姓・羽姓に配當されることから、五音の各名稱の字韻、即ち「五音の韻」（以下、本稿では五音の各名稱の韻を「五音の韻」と呼ぶ）を基準として、姓氏が五音に配當されたことが分かる。

## 二・二 五音への配當基準

では、「五音の韻」以外の韻に屬する姓氏はどのように五音に配當されたのであろうか。いま、姓氏の五音への配當基準についてより詳しく分析するために、一韻中で半數以上の姓氏が一つの五音に配當されるものを表中で圍み數字で表し、その韻に含まれる姓氏は原則として該當する五音に配當されたとみなした。表三からこれらの韻目を抽出すると以下の如くなる。<sup>15)</sup>

- 宮姓 東（宮姓34例／東韻59例）・魂（5／10）・尤（16／32）
- 侯（8／13）・侵（16／27）・鹽（6／11）
- 商姓 灰（5／9）・刪（3／6）・陽（34／42）・唐（25／40）
- 庚（19／32）・耕（3／5）
- 角姓 江（13／14）・蕭（4／8）・宵（13／20）・豪（12／18）
- 徵姓 支（18／25）・脂（11／13）・之（14／18）・微（7／9）
- 眞（20／31）・文（9／14）・仙（14／24）・青（12／15）
- 蒸（9／14）
- 羽姓 魚（30／35）・虞（36／39）・模（29／33）

傍線を施したものは、各「五音の韻」が所屬する韻攝の韻目、則ち通・宕・江・止・遇攝に含まれる韻目である。本節では、この五韻攝以外の姓氏の配當基準について検討する。なお、以下で用いる中古音の音價は平山久雄「二〇〇六・四」の中古音韻母表による。

## 二・二・一 宮姓

通攝を除くと、臻攝魂韻・流攝尤侯韻・深攝侵韻・咸攝鹽韻が宮姓に配當される。咸攝は各韻の所屬姓氏数が少ないため確かなことは言えないが、おおよそ宮姓に配當されるとみなしてよいだろう（咸攝〈16/39〉）。さて、流攝尤侯韻の韻母はそれぞれ /i/、/u/、/au/ であり、深攝・咸攝はともに /ɛ/ 韻尾を持つ。また、「宮」字の所屬する通攝は中古において唇化舌根音韻尾を持つとされ、その音價は東 /ɑ/、/iɑ/、/uɑ/、/uɑ/、/ɑ/ と推定されている。臻攝の魂韻が宮姓に所屬する理由は不明であるが、通・流・深・咸攝の共通點は唇音性韻尾を持つことであり、この共通點をもとに宮姓に配當されたものと推測される。同じく唇音性韻尾を有する江攝の姓氏の大部分が、宮姓ではなく角姓に配當される（13/14）のは、江攝は「角」字が所屬する韻攝であるためであろう。

## 二・二・二 商姓

宕攝と同じく、韻尾 /ɛ/、/ɑ/ を持つとされる梗攝諸韻では、青韻を除いて商姓に配當される割合が高い（庚〈19/32〉・耕〈3/5〉・清〈10/24〉）。ここから、商姓には舌根音韻尾 /ɑ/（入聲 /ɑ/）を持つ諸韻が配當されたと推測される。また、果假攝に商姓が比較的多い（4/10）・〈9/21〉のは、音節末の開口度が /ɛ/ 韻尾と同じく大きいことに據るものと思われる。灰韻・刪韻で商姓に配當される姓氏が多い理由は不明である。梗攝青韻、曾攝蒸韻の姓氏が商姓ではなく徵姓に

配當される理由に關しては、以下の徵姓への配當基準の條を参照されたい。

## 二・二・三 角姓

江攝以外で、角姓に配當されるのは效攝の三韻である。姓氏数が5例に満たないため抽出していないが、肴韻も半数が角姓に配當される（肴〈2/4〉）。角姓への配當基準については、以下の二氏の検討を參考にしたい。まず唐蘭「一九六一」は、五音が韻部を指していたとし、蕭宵韻が角に對應するとするが、その根拠は明らかではない。次に黃耀堃「一九八二」は、『玉篇』附載「四聲五音九弄反紐圖」の「角舌縮却」という記述を解釋して、發音の際に前舌廣母音の「ɛ」から奥舌狹母音の「ɛ」に向かつて舌が縮まることを、「四聲五音九弄反紐圖」で「角舌縮却」と表したのだとする。以上二氏の検討に従い、本稿では、效攝諸韻は「主母音 + /ɛ/」という韻母を持ち、韻母内で舌が後ろに縮まるという點で角姓に類似するため、角姓に配當されたのだとしておく。流攝の三韻も效攝と同じ要素を持つが、唇音性韻尾を持つという點が優先され、宮姓に配當されている。

## 二・二・四 徵姓

止攝諸韻を除くと、徵姓に配當されるのは臻攝眞文韻・山攝仙韻・梗攝青韻・曾攝蒸韻である。「徵」字の所屬する止攝の特徴は、韻母の舌位が高いことである。中古音の主母音を平山久雄「二〇〇六」に従い五種類あつたとすると、最も前舌で狭い主母音にあたるものは /e/ である。主母音 /e/ を持つ韻は支・脂・眞・先・蕭・青・幽・侵・添・蒸韻（一部）とこれに相配する上去入各韻である。上記の諸韻のうち止攝所屬韻と宮姓に所屬する深・咸攝を除くと、先・眞・青・蒸韻が徵姓に配當される。主母音が /e/ でない仙韻（ian/）、文韻（yan/）

の姓氏は、韻尾が舌位の高い /ɰ/ であり、さらに硬口蓋介音を持ち音節全體の舌位が高く感じられたため、徵姓に配當されたのであろうかと思われる。以上から、徵姓へは音節の舌位の高さを基準として配當されたものと考えられる。

中古音で /ɰ/ 韻尾を持つとされ、音節末の開口度が大きい梗攝青韻の姓氏が徵姓に配當される割合が高い (12/15) 理由については、/ɰ/ 韻尾の硬口蓋化を想定したい<sup>(19)</sup>。青韻は梗攝中で主母音の舌位が最も高く、韻尾の /ɰ/ (入聲 /ɰ/ (ɰ\*)) という變化によって、音節全體として、舌位がより高く感じられたのではないかと考えられる<sup>(20)</sup>。また、曾攝蒸韻の姓氏の多くが徵姓に配當される (9/14) のは、青韻の場合と同じく硬口蓋化した韻尾によるものか、或いは「徵」字に蒸韻の又音があることによるものかと思われる。開口度が廣く奥舌の主母音を持つ之韻 (iɰm)・微韻 (iɰ) の姓氏が徵姓に配當されるのは、江攝の姓氏が宮姓ではなく角姓に配當されるのと同じく、兩韻が「五音の韻」と同じ止攝に所屬するためであろう。

二・二・五 羽姓

羽姓に配當されるのは、遇攝諸韻の姓氏のみである。

以上行つた検討結果を総合すると次の如くなる。まず、各「五音の韻」と同じ韻攝の姓氏は各五音に配當される。通攝の姓氏は宮姓に、宕攝の姓氏は商姓にという具合にである。次に、「五音の韻」と主母音或いは韻尾が近似する韻(以下「近似韻」と呼ぶこととする)の姓氏が、それぞれ音が近似する五音に配當される。具體的には、唇音性韻尾を持つという點で通攝に近い流・深・咸攝の姓氏は宮姓に配當され、舌根音韻尾 /ɰ/ を持ち、音節末の開口度が大きいという點で宕攝に近

い梗攝庚・耕・清韻の姓氏は商姓に配當される。「主母音 + /ɰ/」という韻母を持ち、發音の際に舌が /ɰ/ に向かつて縮まるという點で江攝と近似する效攝諸韻の姓氏は、角姓に配當される。音節全體の舌位の高さで止攝と近似する臻攝眞韻・梗攝青韻・曾攝蒸韻は徵姓に配當される。

このように、姓氏の五音配當は「五音の韻」と「近似韻」とを基準としていたことが分かる<sup>(21)</sup>。

三 「宅經圖」の五姓配當基準

敦煌出土の主な五姓法資料としては四種が数えられ、その成書年代はともに唐代中期から末頃と推定されている<sup>(22)</sup>。このうち五姓全ての姓氏が残るのは「宅經圖」のみであり、また「宅經」(P.2632V)の五音配當は「宅經圖」とおおよそ同じである。そこで、本稿では「宅經圖」の分析結果のみを掲げることとする。「宅經圖」の姓氏を聲調・聲母・韻類ごとに分類し、各五音に配當された姓氏の数を数え、以下の如くなる。

表四 聲調別五音數

計	羽	徵	角	商	宮	
160	18	35	33	33	35	平
65	11	13	11	19	11	上
42	4	7	12	10	9	去
48	4	13	14	8	9	入
315	37	68	70	76	64	計

表五 調音部位別五音數

計	羽	徵	角	商	宮	
46	13	6	8	7	12	唇
43	1	11	7	15	9	舌
63	5	12	20	10	16	牙
84	4	24	23	22	11	齒
50	10	7	9	16	8	喉
25	2	7	3	6	7	半舌
4	1	2	-	-	1	半齒
315	37	68	70	76	64	計

表六 『切韻』韻目別五音數

		蟹					遇					止			江		通		攝	
廢	哈	灰	夬	皆	佳	泰	祭	齊	模	虞	魚	微	之	脂	支	江	鐘	冬	東	宮
-	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	2	-	-	1	3	10	1	宮
-	-	2	-	-	-	2	-	-	6	-	2	1	1	-	-	-	-	1	商	
-	-	1	-	-	-	-	1	2	4	2	-	1	1	1	3	6	2	7	角	
-	1	-	-	-	3	-	-	4	-	-	2	1	7	3	6	-	2	-	3	微
-	-	-	-	-	-	-	1	-	6	3	7	-	-	-	1	-	-	-	1	羽

		咸			假			果			效			山			臻			攝
談	覃	麻	歌	豪	肴	宵	蕭	仙	先	山	刪	寒	魂	元	文	庚	臻	眞	宮	
3	2	1	2	1	1	2	-	1	-	-	-	4	-	2	-	-	-	1	宮	
1	1	4	3	-	-	2	-	2	-	1	1	3	-	-	-	-	1	-	商	
-	1	2	1	4	1	3	2	-	-	-	3	-	1	1	-	-	-	4	角	
-	-	1	-	2	-	1	-	2	2	-	1	1	-	2	-	1	-	10	微	
-	-	2	-	-	1	1	-	1	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	羽	

總計	計	咸			曾			深			流			梗			宕	攝
		凡	嚴	銜	登	蒸	添	鹽	侵	幽	侯	尤	青	清	耕	庚	唐	陽
315	64	2	1	-	1	-	4	3	-	1	7	-	1	1	1	-	-	宮
	76	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	4	1	7	9	20	商
	70	-	-	-	-	-	1	-	-	2	4	1	1	-	2	1	3	角
	68	-	-	1	3	2	-	1	-	1	-	3	1	-	1	1	-	微
	37	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	1	-	4	3	-	羽

表四・表五から、『地理新書』と同じく、聲調・聲母の兩要素は五音分類とは無関係であることが分かる。次に表六について、「五音の韻」の韻攝、すなわち通・宕・江・止・遇攝を見れば、おおよそ通攝は宮姓に（14/36）、宕攝は商姓に（29/37）、江攝は角姓に（3/3）、止攝は徵姓に（17/26）、遇攝は羽姓に（16/33）配當されており、「宅經圖」でも「五音の韻」が姓氏配當の基準であったのではないかと思われる。但し『地理新書』とは異なり、通攝鍾韻の姓氏は主に角姓に配當され（6/9）、また遇攝模韻では商姓に配當される姓氏が多い（6/16）。鍾韻の角姓6例については、うち4例が「角」字と韻尾を同じくする入聲燭韻のもので、韻尾の一致と主母音の近似をも

李登・呂靜の用いた五音について

とに角姓に配當されたのだと考えられる。しかし遇攝模韻の姓氏に商姓が多い理由については、現在のところ不明とせざるを得ない<sup>23</sup>。

一方「近似韻」については、眞韻の姓氏が徵姓に（10/15）、效攝の姓氏が角姓に（10/21）、深・咸攝の姓氏が宮姓に（3/4）、<sup>13</sup>（19）、果・假攝の姓氏が商姓に（3/6）、<sup>4</sup>（10）、梗攝青韻・會攝の姓氏が徵姓に（3/5）、<sup>5</sup>（6）配當されており、『地理新書』の配當状況と一致する。

以上から、「宅經圖」においても『地理新書』と同じく「五音の韻」と「近似韻」とを基準として姓氏が五音に配當されたのではないかと推測される。

#### 四 漢字分類基準としての五音

前章にて、五姓法では「五音の韻」と「近似韻」とを姓氏の五音への配當基準としていたことを明らかにした。では、五姓法の配當基準と李登の用いた五音とはいかなる関係にあるのだろうか。兩者の關係を検討する前に、魏晉時代に行われた漢字分類基準としての五音について述べておかねばならない。

##### 四・一 李登・呂靜の韻書に關する記述

そもそも五音とは相對音階を表す術語であるが、悉曇學が隆盛した唐末以降では、主に聲母の五つの調音部位である唇齒舌牙喉音を指す術語として用いられるようになった。では、魏晉時代に李登・呂靜が用いた五音とはどのような概念であったのか。李登らが編纂した韻書に關しては、次の四種の記述がある。

A 『魏書』 「江式傳」

「忱の弟靜、別に故左校令李登聲類の法に放ひ、韻集五卷を作る。宮商角徵羽、各々一篇を爲す。」

B 『隋書』 「潘徽傳」

「末に李登聲類、呂靜韻集有り、始めて清濁を判ち、纔かに宮羽を分かつ。而るに全く引據無く、過傷（はなはだ）淺局にして、詩賦に須（もち）ふる所、卒ひに用と爲し難し。」

C 唐・封演『封氏聞見記』 「文字」

「魏の時李登なる者有り、聲類十卷を撰す。凡そ一萬一千五百二十字、五聲を以て字に命け、諸部を立てず。」

D 『隋書』 「經籍志」

「聲類十卷 魏の左校令李登撰。」、「韻集六卷 晉の安復令呂靜撰。」

以上の記述より、兩書は五音を基準として漢字を分類していたことが分かる。さらに、『聲類』が宮商角徵羽の五音で分巻していたこと、『韻集』が李登に倣つて全ての字を収録配列していたこと、隋代にはこれらの韻書を用いて詩賦を作ることが困難であつたことが窺える。

四. 二 五音をめぐる諸説の問題點

五音に關する從來の研究は、五音が聲調・聲母・韻母のうちいずれを指すのかということに焦點に進められてきた。紙幅の都合上、以下では諸説の問題點を指摘するに留める。

まず、五音を聲調とする説がある。<sup>30</sup>隋唐代の學者が五音を聲調に比定することをその根據とする。この説の最も大きな問題點は、永明年間（四八三―四九三）に周顒・沈約らが四聲を「發見」する以前に聲

調という概念を中國人が體系的に認識していたか否かということにある。沈約によつて聲調が「發見」された事は、『梁書』「沈約傳」の「又た四聲譜を撰す。以爲らく在昔の詞人の千載を累ねて寤らざるを、獨り胸衿に得て其の妙旨を窮むると。自ら入神の作と謂ふ。」という記述によつて知られている。魏晉時代の押韻狀況から、沈約以前にも聲調に關する一定の認識があつたことは疑い得ない<sup>31</sup>、四聲の「聲」が梵語の「聲明論」の「三聲」によるものと考えられること、沈約の後に四聲論が大いに流行することを考え合わせると、この記述は、沈約らが聲調を體系的に認識したことを述べたものと考えられる。また、五音が聲調を表したものでないことは次のような資料からも確認できる。劉善經『四聲指歸』には、四聲の「發見」以後に博學で知られる梁主蕭衍が四聲を理解できなかったという記述が見られ、これと同様の記述は諸書に散見する。<sup>32</sup>魏代において既に聲調が體系的に認識されていたとするならば、二百五十年後の南朝末に至つてなお沈約が四聲を「發見」し、その後も四聲を理解し得ない文人が多く存在したとするのは非常に不自然である。

次に、五音を聲母の調音部位とする説がある。<sup>33</sup>後漢・劉熙『釋名』に調音部位に關する記述があることをその根據とするが、『釋名』の記述をもとに直ちに五音が聲母の調音部位を表す名稱であつたとする説には賛成できない。なぜなら、宮商角徵羽の五字それぞれの聲母は五種の調音部位（唇牙舌齒喉）に分類できるものではなく、<sup>34</sup>調音部位を五つに分類するのは、梵文の五毗聲に對應させる爲だからである。

また、五音を韻部とする説がある。<sup>35</sup>五音韻部説のうち、その論據を明示するのは以下の三氏である。まず頼惟勤「二九七四」は、五音は四聲であるとしながらも、『切韻』冒頭の韻序が通・江・止・遇攝の



順序になること、また宮商角徵羽それぞれの字の漢代の聲訓例から、五音が五つの韻部をも指していたとする。また黄耀瑛「一九八二」は、漢代の五姓法が主母音の違いにより分類したのと同じく、李登らも五つの韻部に據って漢字を分類していたのではないかとする。しかし、頼「一九七四」・黄「一九八二」のように、李登らの韻書で五つの粗い韻分類がなされていたとするならば、當然『切韻』にその痕跡が残されていなければならないだろう。この問題について解釋を試みたものに鄭張尙芳「二〇一」がある。鄭張「二〇一」は、遇攝までの諸攝が宮角徵羽の字音の順番に並ぶこと、また梵語の摩多で **ai** が末に置かれることから、『切韻』韻目は次の表の如く五音と對應するとし、李登らの用いた五音とは五つの粗い韻部であるとす。

表七 鄭張尙芳「二〇一」の五音と『切韻』韻目との對應表<sup>②</sup>

『切韻』韻目	十六韻攝	音價	五音
東冬鍾	通	ung	宮
江	江	ng	角
支脂之微	遇	i	徵
魚虞模	遇	o	羽
齊佳皆灰哈	蟹	e-i	徵
眞文殷元魂痕／寒刪山先仙	臻山	n	角
蕭宵肴豪	效假	au	商
歌麻	果假	a	商
陽唐／庚耕清青／蒸登	宕梗會	ang	商
尤侯幽	流	u	宮
侵覃談鹽添咸銜凡	深咸	in	宮

鄭張は、咸攝から蟹攝に向かつての『切韻』韻序が宮・商・角・徵の順に對應するとし、『切韻』の韻序は五音の影響を受けたもので、李登らの用いた五音とは五つの韻部では無かったかという。假に、表

李登・呂靜の用いた五音について

七の如く五音と『切韻』韻序が對應するならば、『切韻』に五音分類の痕跡が残されていることとなり、李登らの書で五つの粗い韻分類がなされていた證據となる。しかしながら、この想定は具體例から歸納されたものではなく、推測の域を出ない。また、この對應表自体にも二つの問題が示されている。一つは、蟹攝以下の韻目と各五音との對應にその根據が示されないことであり、もう一つは、表七の韻序が『廣韻』のものであつて、『切韻』韻序とは異なることである。

以上、本節では先行研究とその問題点について検討を進めてきたが、五音の表す内容については、未だ定説となるものはないという状況にある。

#### 四・三 五姓法の五音と李登らの用いた五音との關係

第三章では、『切韻』に代表される中古音を用いて、五姓法における姓氏の五音への配當基準を分析した。『地理新書』・「宅經圖」の兩書ともに、中古以降に起こつたとされる音變化を反映しており、隋代以降の五姓配當の具體例を收めたものと考えられる。一方、李登・呂靜が五音を用いて韻書を編纂したのは魏晉時代であり、兩者の時代は大きく隔つている。本節では、時代が異なるこの兩者の關連性について検討を加える。

いま五姓法の五音配當基準に關する分析結果と、前節表七の對應表とを比較すると、その大部分が一致していることに氣付く。そこで、鄭張説の第一の問題点、蟹攝以下の韻目と各五音との對應關係について、本稿の分析結果を用いて解釋を試みたい。表七で蟹臻山攝が徵に對應するのは、おそらく韻尾の高さが止攝に近似するためであろう。表三では蟹臻山攝の姓氏は全199例のうち79例が徵姓へと配當されてい

<sup>(44)</sup>。效攝以下の對應については既に第二章で述べたものであるが、效攝が角に對應するのは、「主母音 + /m/」という韻母を持つことが江攝に近似するため、果假梗會攝が商に對應するのは、音節末の開口度が大いという点で宕攝に近似するため、流深咸攝が宮に對應するのは唇音性韻尾を持つという点で通攝と近似するためであろう。表三・表六に見られるとおり、實際の資料では決して整然と對應しているわけではないが、五姓法の五音配當基準と表七とおおよそ一致することから、表七の對應が成り立つ可能性は非常に高いと思われる。

残された鄭張説の第二の問題については、筆者は現時点ではこれを解明する手段を持たない。諸切韻殘卷の韻序から、『切韻』では覃談韻は歌麻韻と陽唐韻の間に、蒸登韻は鹽添韻と咸銜韻の間に位置すると想定されている。<sup>(45)</sup>『切韻』の韻序と五音の對應を考えるならば、蟹臻山攝（徵）、效攝（角）、果假攝（商）、覃談韻（宮）、宕梗攝（商）、流攝・侵鹽添韻（宮）、蒸登韻（商）、咸銜凡（宮）という順序となり、五音の順序にそぐわない。鄭張はこの點に關し、『韻鏡』・『七音略』で蒸登韻が各聲調末に位置することから、『切韻』編纂時の蒸登韻は「日類」に近かつたのではないか<sup>(46)</sup>という。兩漢代の詩文に蒸部字と侵・東・冬部字が押韻する例があることから、魏晉の蒸登韻字が /m/ に近い韻尾を持っていたと推定することは不可能ではないが、たとえそうであったとしても、覃談韻の位置に關してはさらなる説明が必要である。しかしながら、おおよそ末から蟹攝に向かつて唇音性韻尾、/m/ 韻尾、開口度の大きい果假攝、舌が /n/ に向かつて縮まる韻母、舌位の高い韻尾、と並ぶ『切韻』の韻序に五音を對應させるのは、一概にこじつけとも言い切れないだろう。

『切韻』韻序と五音との關連については、今後のさらなる検討が必

要であるが、ここで、李登らが用いた五音が「五音の韻」と「近似韻」から構成されるものであった可能性を示す一つの記述を擧げておきたい。それは次に掲げる『魏書』「崔光傳」の記述である。

「光、太和中に、宮商角徵羽の本音に依りて五韻の詩を爲り、以て李彪に贈る。」<sup>(47)</sup>

崔光は北魏の太和年間（四七七—四九九）の中頃に詩を作ったとあることから、沈約らが四聲を發見したのとおおよそ同じ時期の五音に關する記述である。従来、この「宮商角徵羽の本音」が何を指したのか不明とされてきた。<sup>(48)</sup>しかし本稿の検討結果を併せ考えれば、この「宮商角徵羽の本音」とは、隋唐の五姓法に用いられたのと同じ「五音の韻」を指したのではないかと思われる。すなわち、「宮商角徵羽の本音」とは「五音の韻」を指し、この「本音」に對應するであろう「非本音」とは「近似韻」を指したのではないかと考えられる。

#### 四・四 李登・呂靜らの韻書の體例

韻書とは、詩文の制作にあたり韻字を検索することを目的として作られた書のことである。五音が粗い韻分類を指したものだとした場合、李登らの韻書はどのような構成を持つものであったのか。最後に、筆者の想定する李登らの韻書の體例について簡単に述べておきたい。

李登・呂靜らの韻書の體裁を知る手がかりは、「王二」の韻目小注と、『顔氏家訓』などに残る佚文、また李季節『音譜決疑』、『封氏聞見記』、『隋書』「潘徽傳」に残る記載である。まず、「王二」の韻目小注と『顔氏家訓』「音辭篇」の記述から、呂靜『韻集』が相當精密な分韻をしていたことが分かる。また、玄應『一切經音義』等に残る佚文からは、後世の韻書と同じく反切と義注を記したものであることが

分かる。<sup>(20)</sup>しかし、先に引用した『封氏聞見記』が『聲類』『韻集』を「文字」に收め、「諸部（部首）を立てず」として韻書と扱っていないこと、李季節『音譜決疑』が呂靜『韻集』の分類に正確な基準がないと述べること、<sup>(21)</sup>『隋書』「潘徽傳」が詩賦に用い難しと記すことから、詩賦の制作に用いられながらも、後世の韻書とは體例が異なつたものであつたことが分かる。

さて、分類に正確な基準がないことは、五音が韻母の近似による韻攝であるとすれば容易に理解できる。『音譜決疑』・「潘徽傳」の記載は、宮商角徵羽の各卷の内部では何らかの形で分韻が行われていたが、五音の分類のみでは押韻の参考とはならなかつたことを述べたものと解することができよう。<sup>(22)</sup>また、後世の韻書と異なる體例とは、分卷の基準が聲調ではなく韻攝であつたことだと思われる。最も大きな分類が聲調となつていないため、『封氏聞見記』は兩書を「文字」に收めたのであろう。

## おわりに

本稿では『地理新書』『五姓所屬』及び「宅經圖」の分析から、五姓法の五音が「五音の韻」と「近似韻」から構成されることを明らかにした。さらに、『切韻』韻目順に五姓法の五音分類と同じ分類が行われた痕跡が見られることから、李登らの用いた五音も五姓法の五音と同じ概念ではなかつたかと指摘した。『切韻』以前に、このような後世の「韻攝」に近い概念を用いた分類法が存在したとするならば、梵語音韻學を中國化したとされる『廣韻』附載「辨十四聲例法」等にも五音分類の痕跡が認められることだろう。唐代以前の音韻學と五音

李登・呂靜の用いた五音について

分類との關連については、今後の検討課題としたい。

〔付記〕本稿は二〇一一年十月八日に九州大學で開かれた日本中國學會第六三回大會における口頭發表に基づくものである。發表及び執筆に際して貴重なご教示を賜つた先生方に心より御礼を申し上げます。

## 注

- (1) 次節引用文A。
- (2) 『漢書』卷九九下「王莽傳」「君姓李、李音徵、徵火也、當爲漢輔。」中華書局標點本四一六頁。
- (3) 唐代に五姓法が流行したことについては『舊唐書』卷七九「呂才傳」、宋・王觀國『學林』第五「五姓」などの記述を參照。
- (4) 晁公武『郡齋讀書志』卷十四「五音地理新書三十卷。右唐僧一行撰。以人姓五音、驗八山、三十八將吉凶之方。其學今世不行。」孫孟校證『郡齋讀書志校證』上海、古籍出版社一九九〇、六一五—六一六頁。
- (5) 小川環樹「二九五—」、詹鏐「一九六二」、黃耀堃「一九八二」、尾形勇「一九八四」、鄭張尙芳「二〇一一」。
- (6) 『論衡』卷二五「詰術篇」「五音之家、用口調姓名及字、用姓定其名、用名正其字、口有張歛、聲有外內、以定五音宮商之實。」、黃暉『論衡校釋』中華書局一九九〇、一〇三—二頁。
- (7) 宋・沈括『夢溪筆談』「藝文二」、「至於所分五音、法亦不一、…五行家則以韻類清濁參配、今五姓是也。」上海書店出版社二〇〇九、一三二頁。
- (8) 「右前五姓、皆依五音韻。」法國國家圖書館編『法國國家圖書館藏敦煌吐魯番文獻』第二六卷、上海古籍出版社二〇〇二、二二—四頁。
- (9) 『事物紀原』卷九吉凶典制部「五姓」、「蘇氏演義曰、五音之配五姓。

- 郭璞以收舌之音爲宮姓。以至齶上之音爲徵姓。以唇音爲羽姓。以舌著齒外之音爲商姓。以胸中之音爲角姓。叢書集成初編所收三三六頁。
- (10) 『地理新書』卷一「五姓所屬」①「以其繼五運而相配。」②「平聲之中、合口呼者爲宮音、開口呼者爲商、上聲屬徵、去聲屬羽。入聲爲角。」③「口勢隆穹者爲宮音、口良昌者爲商音、口撲捉者爲角音、舌抵齒者爲徵音、口僕窶者爲羽音。」④「夫五音發舌、舌居中者爲宮、土爲在中也。音發而徵下者爲商、金性陰沉也。音發而起曲者爲角、木性曲直也。音發而舌上者爲徵。火性炎上也。音發而舌下勾者爲羽、水性潤下也。」以上「續修四庫全書」第一〇五四册所收、十二頁。また、この四種の方法それぞれに矛盾する例をも挙げるが、紙幅の都合上省略した。
- (11) 清濁に關しては潘悟雲「一九八三」などを参照。
- (12) 王洙は北宋・仁宗期(一〇二二—一〇六三)の人で、『宋史』卷二九四に傳が立てられている。宮崎順子「二〇〇三」に據れば、『地理新書』の成書年は仁宗皇帝の皇祐五年(一〇五三)で、現在見ることのできる版本には五種類があるという。本稿ではこのうち『續修四庫全書』第一〇五四册所收の北京大學所藏金版影印『地理新書』十五卷本を用いた。
- (13) 『舊唐書』卷七九「呂才傳」に述べられているように、一つの姓氏が複数の五音に配當されている例がある。「五姓所屬」ではこのような姓氏が11例あるが、ここでは重複して数えた。表三、表四・五・六も同じ。
- (14) 『切韻』韻目については上田正「一九七五」に依った。
- (15) 例えば、宕攝の姓氏「陽」「羊」は、それぞれ宮姓・徵姓に配當される。同書の記述に従えば、これは五帝と五運に依ったもので、陽氏は黃帝の別族の後裔、羊氏は唐叔虞の後裔であるために宮姓と徵姓に配當される。
- (16) 所屬姓氏数が5例に満たない韻目は除いた。韻目は平を挙げて上去入を兼ねしめる。
- (17) 唇化舌根音韻尾については平山久雄「一九九八」を参照。
- (18) 「唇音性韻尾」とは、兩唇を用いて調音される /m/・/p/ の兩韻尾と、/n/・/ɲ/・/ɳ/ の計五種の韻尾のことである。
- (19) 硬口蓋化韻尾については平山久雄「一九九八」を参照。
- (20) 南北朝期の詩文では、青韻字は梗攝他韻とは異なる押韻状況となっている。周祖謨「一九八二(二〇〇七・三五五)」を参照。
- (21) このような近似性をもとにした配當基準は甚だ曖昧なものであり、本稿で行った配當基準の解釋は一つの試案に過ぎない。例えば本文で述べたとおり、流・效攝は宮姓への配當基準と角姓への配當基準をともに満たし、宮姓と角姓のいずれに配當されても不思議はない。しかし「五音の韻」以外の韻の姓氏が、韻母の近似によって五音に配當されたこと自体は間違いないことだと考える。
- (22) 「黃」帝推五姓陰陽等宅經圖 (P.2615)「宅經」(P.2632V)「葬經」(P.3647)「陰陽書」(Jx01396 + Jx01404 + Jx01407V) がある。陳于柱「二〇〇七・一二四—一二六」に據れば、P.2615の書寫年代は唐の呂才以後から九〇八年頃、P.2632V、P.3647の書寫年代は唐末とされ、黃正建「二〇〇一・七九」によれば Jx01396 + Jx01404 + Jx01407V は唐代に撰述、書寫されたものとされる。
- (23) 燭韻の「燭・玉・曲・續」の4姓氏が角姓に配當される。「宮」字の韻母は /aɲŋ/、「角」字の韻母は /aɲk/、燭韻の韻母は /aɲk/ で、韻尾の一致が優先されたものかと思われる。なお「曲」氏はまた宮姓にも配當される。
- (24) 模韻とこれに相配する上去聲の韻の五つの姓氏、「屠・杜・扈・度・路」が商姓に配當される。「度」字は商姓に二度現れるため六例と計上している。また「扈」字は羽姓にも配當される。
- (25) 『魏書』卷九一「江式傳」「忱弟靜、別放故左校令李登聲類之法、作韻

集五卷。宮商角徵羽各爲一篇。」中華書局標點本一九六三頁。

- (26) 『隋書』卷七六「潘徽傳」所載「韻纂」序、「未有李登聲類、呂靜韻集、始判清濁、纒分宮羽。而全無引據、過傷淺陋、詩賦所須、卒難爲用。」中華書局標點本一七四五頁。

- (27) 「魏時有李登者、撰聲類十卷、凡一萬一千五百二十字、以五聲命字、不立諸部。」趙貞信校注『封氏聞見記校注』中華書局二〇〇五、七頁。

- (28) 『隋書』卷三二「藝文志」、「聲類十卷魏左校令李登撰。」『韻集六卷晉安復令呂靜撰。』中華書局標點本九四四頁。なお『韻集』の卷数について、『舊唐書』『經籍志』、『新唐書』『藝文志』、『日本國見在書目録』などは全て五卷とする。五聲に據つて分卷したのであるから五卷とするのが妥當であり、六卷とする「隋志」の記述は誤りであろう。

- (29) 『封氏聞見記』に「一萬一千五百二十字」を分類したという。『周易』「繫辭傳上」に「二篇の策萬有一千五百二十、萬物の數に當るなり」（阮元校勘『十三經注疏』所收『周易注疏』藝文印書館二十三頁）といい、この數字は萬物の數を表したものと考えられる。

- (30) 五音聲調説は、五音を四聲の別稱とする説、五聲調であるとする説の二種に分けられる。前者には清・陳澧『切韻考』、賴惟勤「一九七四」、龍宇純「一九八一」などがあり、後者には王國維「五聲説」、陸志韋「一九四七」、何九盈「二〇〇六」がある。

- (31) 『文鏡秘府論』天卷「四聲論」所引李季節「音譜決疑」、「竊謂宮商徵羽角、即四聲也。羽、讀如括羽之羽。」（盧盛江「二〇〇六・三二七」）、同書天卷「調聲」所引唐・元兢「詩髓腦」に「聲有五聲、角徵宮商羽也。分於文字四聲、平上去入也。宮商爲平聲、徵爲上聲、羽爲去聲、角爲入聲。」（盧盛江「二〇〇六・一五六」）、宋・王應麟『玉海』卷七「律歷」「唐七音」所引徐景安『樂書』「凡宮爲上平聲、商爲下平聲、角爲入聲、徵爲上聲、羽爲去聲。」（臺灣華文書局一九六四、一六五頁）。また唐・段安節『樂府

雜錄」に「別樂識五音輪二十八調圖」は宮を去、商を入、角を上、徵を上平、羽を下平とする（叢書集成初編、四〇一四三頁）。

- (32) 『梁書』卷十三「沈約傳」に「又撰四聲譜。以爲在昔詞人累千載而不寤、而獨得胸衿窮其妙旨、自謂入神之作。」中華書局二四三頁。

- (33) 丁邦新「一九七五・二二八—二二九」を参照。

- (34) 陳寅恪「一九三四」を参照。

- (35) 『文鏡秘府論』天卷「四聲論」、「經數聞江表人士説、梁主蕭衍不知四聲、嘗從容謂中領軍朱異曰、何者名爲四聲。異答云、天子萬福、即是四聲。衍謂異、天子壽考、豈不是四聲也。以蕭主之博洽通識、而竟不能辨之。」

- （盧盛江「二〇〇六・二九八」）。また「四聲論」とほぼ同内容の記述が『梁書』「南史」に「沈約傳」に「梁書」卷十三、中華書局標點本二四三頁、『南史』卷五七、中華書局標點本一四二四頁）に、蕭衍と同じく四聲を解さなかつた文人として、梁・鍾嶸（曹旭『詩品箋注』「下品」序、人民文學出版社二〇〇九、二〇八頁）、『四聲指歸』に擧げる魏の定州刺史甄思伯らが擧げられる（盧盛江「二〇〇六・二八五」）。

- (36) 殷正林「一九八三」等。

- (37) 漢・劉熙『釋名』卷一「釋天」、「天 豫司兗冀、以舌腹言之。：青徐以舌頭言之。」、また同卷「釋天」、「風 兗豫司冀、橫口合唇言之。：青徐言風邪嗽口開唇推氣言之。」（清・王先謙『釋名疏證補』國學基本叢書、一九二四頁）。

- (38) 「商」字は中古音では書母（齒音）、「角」字は見母（牙音）、「徵」字は知母（舌音）であるが、「宮」「羽」はそれぞれ見母（牙音）、云母（喉音）で、調音部位としての五音には對應しない。

- (39) 鄒漢勛『五韻論』下卷（光緒九年刊本十六葉裏）、小川環樹「一九五一（一九七七・五二一—五二三）、唐蘭「一九六一」、王力「一九六一（二〇〇六—五三三）、賴惟勤「一九七四」、黃耀瑩「一九八二」、鄭張尚芳「二〇一一」

など。

- (40) 『切韻』序には、『切韻』編纂に際して先行する五家の韻書、呂靜『韻集』・夏侯詠『韻略』・陽休之『韻略』・李季節『音譜』・杜臺卿『韻略』を用いたという記述がある。もし呂靜の書で「五つの粗い韻分類」がなされていたとするならば、『切韻』にその分類の痕跡が残されているはずである。

- (41) 一般に4つの流音母音を除いた12の摩多では、am<sup>1</sup>ではなくam<sup>2</sup>が末に配置される。鄭張「二〇一一・九三」が「合于梵文把am<sup>2</sup>放在聲勢之末的規矩。」と述べる根據は不明である。

- (42) 音價は鄭張氏の原文に従った。但し原文では江攝の音價をong (oの張唇音) と表記しており、いまこれをam<sup>2</sup>と改めた。

- (43) 舌根音韻尾の硬口蓋化については平山「一九九八」を参照。

- (44) 蟹臻山攝の199姓氏中、宮姓32・商姓59・角姓13・徵姓79・羽姓16例。

- (45) 上田正「一九七五」。

- (46) 羅常培・周祖謨「一九八二(二〇〇七:一七四—一七五)」。

- (47) 『魏書』卷六七「崔光傳」光太和中、依宮商角徵羽本音而爲五韻詩、

- 以贈李彪。」中華書局標點本一四九九頁。

- (48) 例えば黃羅埜「一九八二(二〇〇四:十)」など。

- (49) 『顏氏家訓』「音辭」韻集以成仍、宏登合成兩韻、爲、奇、益、石分作四章(王利器撰『顏氏家訓集解』中華書局、五四五頁)。韻目下注については周祖謨「一九六三(二〇〇四:四四五)」に列擧されており、これを参照されたい。

- (50) 林平和「一九七六」の第二章に『韻集』の佚文一四三條が集められている。

- (51) 第四章第一節引用文C。龍宇純「一九八一」、殷正林「一九八三」等を参照。同書「文字」に收められる『字林』の項目で「諸部」が「部首」

の意味で用いられており、『聲類』に關する記載も「部首」について言ったものとすべきだろう。

- (52) 劉善經「四聲論」所引李季節『音譜決疑』、「呂靜之撰韻集、分取無方。」(盧盛江「二〇〇六:三一七」)。

- (53) 第四章第一節引用文B。

- (54) 例えば、羅常培・周祖謨「一九八二(二〇〇七:二二五)」によれば、五音分類で同じく角に收められる江攝字と效攝字が兩漢代で押韻する例は一例のみしか見られない(中古入聲覺韻「較」字・中古上聲皓韻「倒」字)。
- (55) 鄭張尙芳「二〇一一」。

〈參考文獻〉

上田正「一九七五」『切韻諸本反切總覽』均社。

尾形勇「一九八四」『吹律定姓』初探 中國古代姓氏制に關する一考察』『西嶋定生博士還曆記念論叢』山川出版社。

小川環樹「一九五二」『反切的起原と四聲及び五音』『中國語學研究』創文社

一九七七所收。

平山久雄「一九九八」『隋唐音系里的唇化舌根音韻尾和硬顎音韻尾』『語言學論叢』二十。

平山久雄「二〇〇六」『上古漢語の音素體系』『開篇』二五。

宮崎順子「二〇〇三」『宋代の風水思想——『地理新書』を中心に——』『關西大學中國文學會紀要』二四。

賴惟勤「一九七四」『聲調名としての五音』『中哲文學會報』一。

殷正林「一九八三」『李登《聲類》性質管窺』『辭書研究』一九八三年第六期。

清・王國維「五聲說」『觀堂集林』卷八所收、中華書局二〇〇六。

王力「一九六二」『中國語言學史』復旦大學出版社二〇〇六。

何九盈「二〇〇六」『中國古代語言學史(新增訂本)』北京大學出版社。

- 黃正建 [二〇〇一] 『敦煌占卜文書與唐五代占卜研究』 學苑出版社。
- 黃耀堃 [一九八二] 『試釋神珙《九弄圖》的《五音》』 『均社論叢』 十一。『黃耀堃語言學論文集』 鳳凰出版社二〇〇四所收。
- 周祖謨 [一九六二] 『切韻的性質和它的音系基礎』 『語言學論叢』 五、周祖謨『問學集』 中華書局二〇〇四所收。
- 周祖謨 [一九八二] 『齊梁陳隋時期詩文韻部研究』 『語言研究』 一九八二年第一期、羅常培·周祖謨『漢魏晉南北朝韻部演變研究 第一分冊』 中華書局二〇〇七所收。
- 詹鍇 [一九六二] 『四聲五音及其在漢魏六朝文學中之應用』 『中華文史論叢』 三。
- 陳寅恪 [一九三四] 『四聲三問』 『清華大學學報(自然科學版)』 一九三四年第二期。
- 陳于柱 [二〇〇七] 『敦煌寫本宅經校錄研究』 民族出版社。
- 鄭張尚芳 [二〇一〇] 『《辯十四聲例法》及《五音》試解』 『語言研究』 三一一。
- 丁邦新 [一九七五] 『Chinese phonology of the Wei-Chin period : reconstruction of the finals as reflected in poetry (魏晉音韻研究)』 『Special Publications No. 65, Taipei: Institute of History and Philology, Academia Sinica.
- 唐蘭 [一九六一] 『王仁昫刊謬補缺切韻跋』、龍宇純『唐寫本全本王仁昫刊謬補缺切韻校箋』 香港中文大學一九六八所收。
- 潘悟雲 [一九八三] 『輕清、重濁』 釋』 『社會科學戰線』 一九八三年第二期。
- 陸志章 [一九四七] 『古音說略』 哈佛燕京學社。『陸志章語言學著作集(一)』 中華書局一九八五所收。
- 龍宇純 [一九八一] 『李登聲類考』 『臺靜農先生八十壽慶論文集』 聯經出版事業公司。『中上古漢語音韻論文集』 五四書店二〇〇二所收。
- 林平和 [一九七六] 『呂靜韻集研究』 嘉新水泥公司。
- 盧盛江 [二〇〇六] 『文鏡秘府論彙校彙考 附文筆眼心抄』 中華書局。

李登·呂靜の用いた五音について